

生き生きと働ける学べる場所に



学校法人聖学院

駒込キャンパスハラスメント防止・人権情報保護委員会



学校法人聖学院 駒込キャンパスハラスメント防止・人権情報保護委員会は、教職員及び生徒、児童、園児がハラスメントその他の人権侵害に脅かされずに、安心してその職務または学業に励むことができるように職場環境、学習環境を保持することを目指しています。

ハラスメント(Harassment)とは

いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

ハラスメントは 36 種類と言われていますが、2020 年度で 56 種類に増加。種類は年々増えています。自分が加害者、被害者にならないためにも十分気を付けなければなりません。

主なハラスメント

◆パワーハラスメント(パワハラ)

職場での立場や関係性を盾に、業務の範囲を超えて苦痛を与えることを言います。管理職や上司と部下の間で起こるハラスメントです。

厚生労働省ではパワハラを 6 つに分類しています。

- ・身体的な攻撃～殴る、蹴る
- ・精神的な攻撃～人前で必要以上に怒鳴る
- ・人間関係からの切り離し～無視、情報を伝えない
- ・過大要求～仕事を押し付ける
- ・過小な要求～仕事を回さない
- ・個の侵害～勝手にデスクの中を見る



◆セクシャルハラスメント(セクハラ)

異性に対するハラスメントだけでなく、同性や LBGTQ へのハラスメントも指します。職場において性的な言動により不快感を与えられることなのですが、ここでの職場は社内だけではなく、仕事上の飲食の場も職場とみなされています。飲み会の席でお酌を強要したり、しつこく恋人や妻、夫について聞くこともセクハラになる可能性が高いので要注意です。

◆モラルハラスメント(モラハラ)

人の尊厳を無視するような言動で精神的なダメージを与えることです。無視をする、皮肉を言う、行動や意見を否定する、バカにしたような態度をするなどがこれに当たります。

ハラスメントを受けていると感じたら・・・

- 可能であれば、「やめて欲しい」とはっきりと伝える
- ひとりで悩んだり我慢せずに信頼できる人に相談する
- 解決が困難な場合には、社内・社外相談窓口相談する
- いつ、どこで、どんなことがあったかを記録にとる
- 身体的・心理的症状がある時は、人事、産業保健スタッフ、カウンセラー、専門医などに相談する

ハラスメントを受けている人に気づいたら・・・

- 被害を受けている人に声をかけてみる
- ご本人の意向を確認する
- 一人で抱えず、上司、人事、産業保健スタッフに相談してみる
- 可能であれば、加害者に「その行為は不快である。ハラスメントになりうる行為なのではないか。」と伝えてみる

ハラスメントの加害者にならないためにも心がけましょう

しない 3 原則

1. 感情的な叱責はしない
2. 不快、やめて欲しいと言われた行為は繰り返さない
3. 人格・人間性の否定はしない

駒込キャンパスではこのように対応しています。

駒込キャンパス各校(園)に相談員を配置しています。相談のすべての過程において、プライバシーの保護に万全を期します。また、本人の意思を尊重します。相談・証言したことにより、非難や不利益を受けることはありません。どの段階でも中止・取り下げができます。

ひとりで悩んだり我慢せず、最初の一步が肝心です！安心してご相談ください。

▼ 相談の流れ ▼

